

令和2年度宅建士本試験では、『2020 本試験をあてる TAC直前予想 宅建士』に収録された予想問題と同一論点からの問題が多数出題されました。長年、宅建士試験の分析を続け、ノウハウと実績を培ってきたTAC宅建士講座講師陣が総力を挙げて制作した予想問題を活用し、ぜひみなさんも“栄光”を勝ち取ってください！

令和2年度本試験も 大あたり続出!!



やっぱり
『あてる 宅建士』は
合格への最短距離!

● 本試験での的中例 ●

2020「あてる」宅建士



令和2年度本試験(10月・12月)

「あてる」第1回 予想問題 【問5】

- 4 (Aが、BからB所有の甲建物を贈与する旨の意思表示を受け、これを承諾した場合) BがAに対して負担付きで甲建物を贈与した場合、それが書面によらないでなされたときは、Bは、甲建物にある契約の内容に適合しない欠陥について、Aに対して担保責任を負わない。(×)

「あてる」第3回 予想問題 【問45】

- 1 (宅地建物取引業者Aが自ら売主として、買主Bに新築住宅を販売する場合) Bが宅地建物取引業者ではない場合、Aは住宅販売瑕疵担保保証金の供託をするときは、当該新築住宅の床面積が100㎡以下であれば、新築住宅の合計戸数の算定に当たって、2戸をもって1戸と数えることになる。(×)

「あてる」第2回 予想問題 【問17】 正解肢!

- 3 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者等と協議しなければならない。(○)

「あてる」第1回 予想問題 【問25】

- 1 原価法は、対象不動産が土地のみである場合においても、再調達原価を適切に求めることができるときは、適用することができる。(○)

10月本試験 【問9】 正解肢!

- 3 〔贈与〕(Aがその所有する甲建物について、Bとの間で、①Aを売主、Bを買主とする売買契約を締結した場合と、②Aを贈与者、Bを受贈者とする負担付贈与契約を締結した場合) ②の契約については、Aは、その負担の限度において、売主と同じく担保責任を負う。(○)

12月本試験 【問45】

- 1 〔住宅瑕疵担保履行法〕(宅地建物取引業者Aが自ら売主として、宅地建物取引業者ではない買主Bに新築住宅を販売する場合) Aが、住宅販売瑕疵担保保証金を供託する場合、当該住宅の床面積が100㎡以下であるときは、新築住宅の合計戸数の算定に当たって、2戸をもって1戸と数えることになる。(×)

10月本試験 【問16】

- 1 〔開発許可の申請等〕開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者等と協議しなければならない。(○)

10月本試験 【問25】 正解肢!

- 4 〔不動産鑑定評価基準〕原価法は、対象不動産が建物及びその敷地である場合において、再調達原価の把握及び減価修正を適切に行うことができるときに有効な手法であるが、対象不動産が土地のみである場合には、この手法を適用することはできない。(×)

上記はごく一部です。ほかにも多数、的中しました!